

総務政策常任委員会資料

令和3年7月19日（月）

総合政策部

目次

（その他報告事項）

- 宮崎県犯罪被害者等支援基本計画（仮称）の策定について …………… 1

宮崎県犯罪被害者等支援基本計画（仮称）の策定について

人権同和対策課

1 策定の理由

「宮崎県犯罪被害者等支援条例」（令和3年7月7日施行）第9条に基づき、本県における犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するために策定する。

2 基本計画の概要等（案）

（1）期間

令和4年度から令和8年度まで（5年間）

（2）計画の趣旨

犯罪被害者等（犯罪被害者本人、家族、遺族）が受けた被害の早期回復又は軽減、及び生活の再建を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進することを目的に、犯罪被害者等支援に関する計画を定める。

（3）主な内容

- ① 計画策定の経緯・趣旨
- ② 犯罪被害の現状等について
- ③ 施策の推進体制
- ④ 基本施策
 - ・ 犯罪被害者等支援のための体制整備への取組
 - ・ 精神的・身体的被害の回復・防止への取組
 - ・ 損害回復・経済的負担の軽減への取組
 - ・ 犯罪被害者等を支える地域社会の形成の取組

3 今後の予定

令和3年	7月	総務政策常任委員会に報告
	10月	宮崎県犯罪被害者等支援連絡会議幹事会（計画素案の検討）
	12月	総務政策常任委員会に報告（計画素案）
		パブリックコメント（令和4年1月上旬にかけて実施）
令和4年	1月	宮崎県犯罪被害者等支援連絡会議幹事会（計画案決定）
	2月	宮崎県犯罪被害者等支援連絡会議（計画決定）
	3月	総務政策常任委員会に報告
	4月	計画施行